

未定稿

「緊急雇用対策」の概要

平成21年10月
内閣府

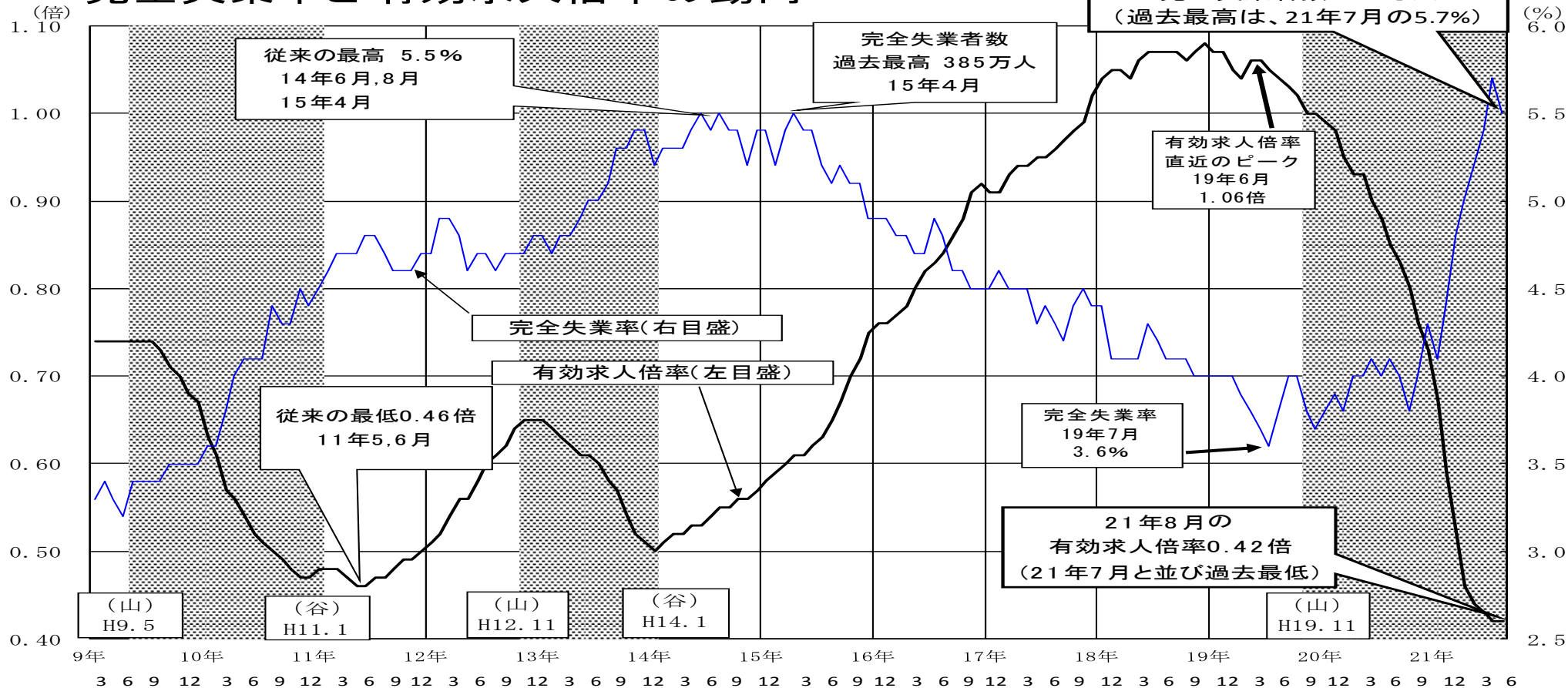
<目次>

I. 現下の雇用失業情勢	・・・2
II. 緊急的な支援措置	
1. 緊急支援アクションプラン	・・・5
2. 雇用維持支援の強化	・・・11
3. 中小企業の支援	・・・15
4. 女性の就労支援等	・・・17
III. 「緊急雇用創造プログラム」の推進	・・・19
1. 3つの重点分野におけるプログラムの推進	・・・21
2. 雇用創造のための既存施策・予算の活用	・・・30
IV. 対策の推進体制	・・・36

I. 現下の雇用失業情勢 一さらに厳しさを増している一

- 完全失業率は、8月は**5.5%**と前月より0.2ポイント低下。
- 有効求人倍率は、8月は**0.42倍**と前月から横ばいで、**過去最低**の水準で推移。
- ハローワークを訪れる**事業主都合離職者**（新規求職者数）は、**前年同月比76.6%の増加**。
- 日銀短観（9月調査）の雇用人員判断（「過剰」-「不足」）は、**全産業で過剰感は依然高水準（+23→+20）**。
製造業の過剰感も依然高水準（+37→+31）。
- 8月の雇用保険の受給者数は前年同月比60.0%増の96万2千人と前年に比べて高い水準。
- 各都道府県労働局からの報告（9月）によると、昨年10月から本年12月における非正規労働者の雇止め等は**4,127事業所、23万9千人**（予定を含む）。

完全失業率と有効求人倍率の動向



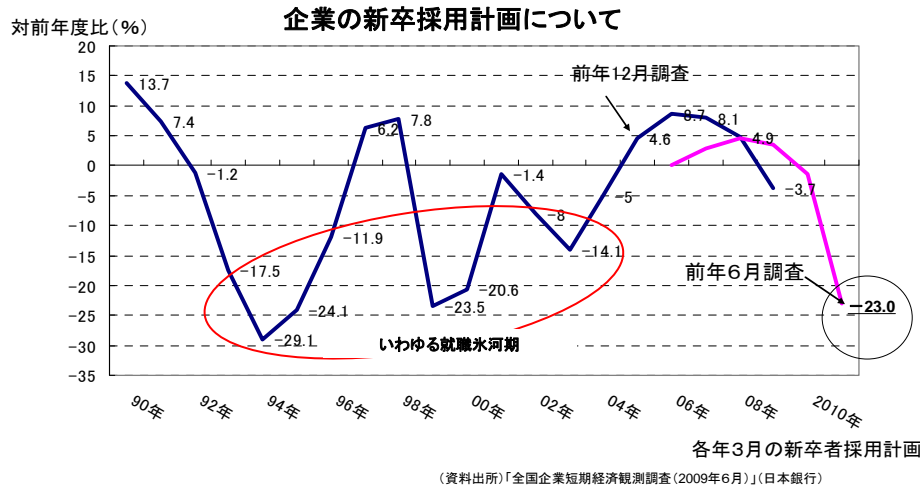
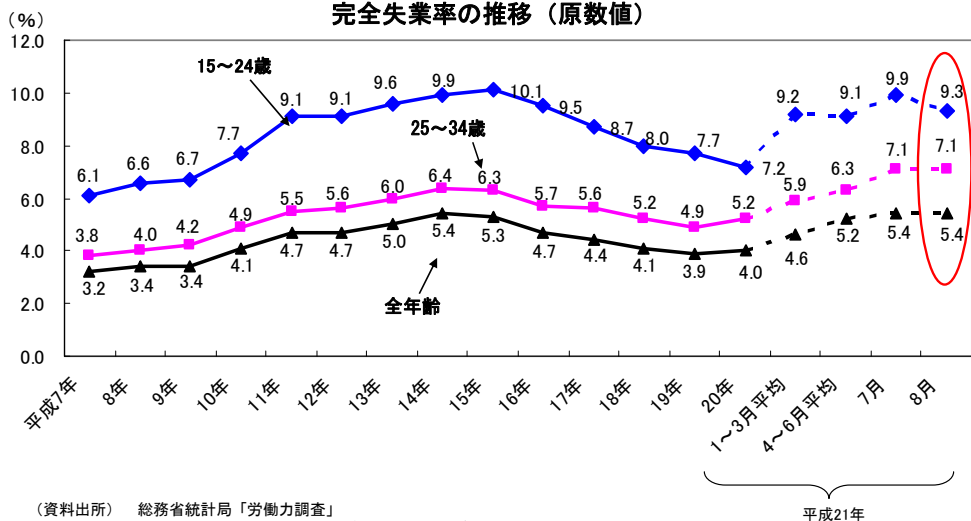
（資料出所）総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャドー部分は景気後退期

新卒者の雇用状況

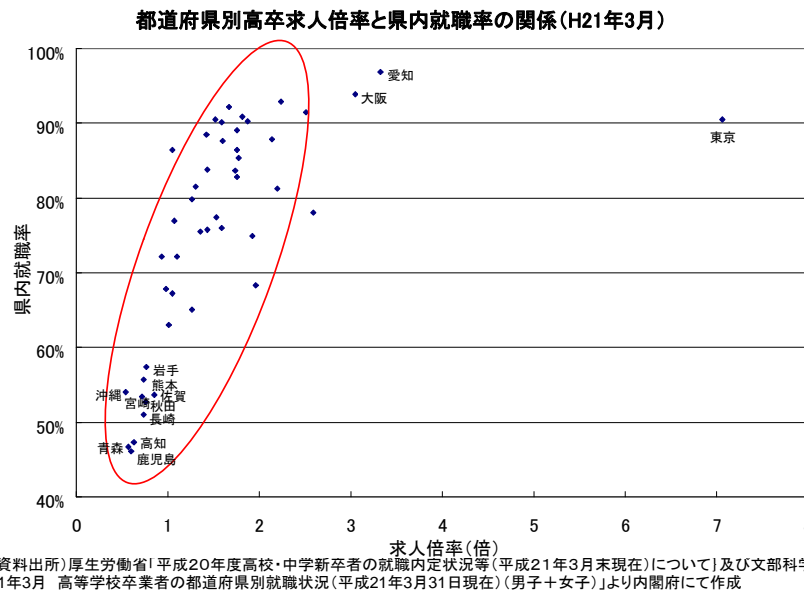
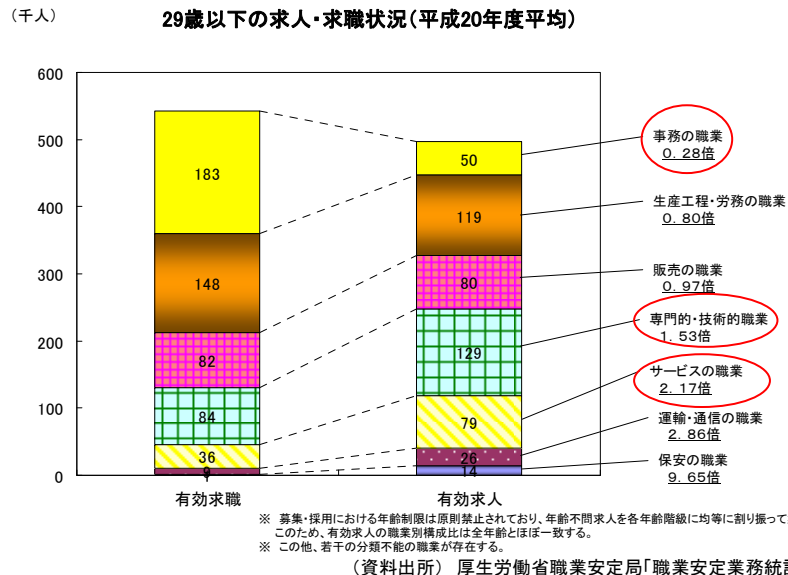
- 若年の完全失業率は急激に悪化しており、平成21年8月には24歳以下で9.3%（対前年同期比1.4ポイント増）、25～34歳層で7.1%（対前年同期比1.5ポイント増）に上昇。

- 2010年3月卒の新卒採用計画は、対前年度比 23%減で、大幅に落ち込む見込み。



- 29歳以下の若年者について、事務的職業の有効求人倍率は0.28倍である。一方で、専門的・技術的職業の有効求人倍率は1.53倍、サービスの職業は2.17倍と、職種によるミスマッチが存在。

- 高卒者の78%は県内で就職しているが、地域の求人状況の影響も大きい。



雇用対策の実施状況

雇用維持

- 雇用調整助成金の拡充等 6,066億円 【計画届受理状況(2009年8月) 事業所数 79,922件 対象者数 2,110,841人 3月以降200万人超】
 - ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を4/5から9/10(大企業は2/3から3/4)に引上げ。【3月30日～】
 - ・残業時間削減により雇用維持をした場合、助成(契約労働者:年30万円、派遣労働者:年45万円(大企業は各々20万円、30万円))。【3月30日～】
 - ・大企業の教育訓練費の引上げ。1年間の支給限度日数(200日)の撤廃。【6月8日～】
- 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等
 - ・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による雇用の維持及び労働基準法の遵守等の指導監督の実施。【3月31日 指針改正】
 - ・資産、現金・預金等の許可要件の厳格化。【5月18日 要領改正】

雇用創出・再就職支援

- 雇用創出対策 7,000億円
 - ・「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業(基金)」(1,500億円 + 3,000億円積み増し)。
【平成20・21年度事業計画状況(7月30日調べ) 約20万人分】
- 再就職支援・能力開発対策
 - ◇「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援
 - ・雇用保険を受給できない者を対象に職業訓練の拡充及び「訓練・生活支援給付」の支給。
【7月15日以降、全国のハローワークで相談、受付開始。訓練は7月29日以降順次開始(訓練計画認定件数988コース(定員数20,841人、受講者数(受講予定者含む)11,789人)[10月20日現在])。給付金の支給は8月14日以降順次開始(認定申請件数7,086件)[10月20日現在])】
 - ・十分な技能・経験を有しない者への中小企業等による実習型雇用や職場体験・雇入れの支援。【7月10日より事業開始(受理求人数11,335人、求職者数14,963人、開始者数1,782人)[10月20日現在]】
 - ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者への再就職、住居・生活支援。【8月17日より事業開始(開始者数1,390人)[10月20日現在]】
 - ◇ハローワーク機能の抜本的強化 265億円 【6月以降随時相談員を7,043人、7月1日より職員を304人、全国のハローワークに配置】
- 離職者訓練の強化
 - ・離職者訓練の実施規模を拡充し、介護分野、IT分野等の長期訓練を実施。【4月1日～】

セーフティネット・生活支援等

- 雇用保険のセーフティネット機能の強化
 - ・非正規労働者について適用を拡大、給付を拡充 【3月31日】
- 住宅・生活支援等
 - ・離職に伴い住居を失った者への、就労支援をあわせた入居初期費用等の資金貸付(最大で186万円の貸付)【10月16日現在貸付決定10,368件】
 - ・雇用促進住宅への入居あっせん。【10月16日現在 入居決定8,037件】
 - ・離職後も社宅・寮等に労働者を居住させる事業主へ月額4～6万円(6ヶ月まで)を助成。【事前計画状況(8月まで) 累計 1,013件14,937人】
 - ・雇用と住居を失った者への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等。 1,093億円 【10月から全国の自治体・社会福祉協議会で実施】
- 内定取消し対策、障害者雇用対策、外国人労働者支援
 - ◇内定取消し対策
 - ・企業指導強化(企業名公表制度を整備)。【4月末までに15社公表】 ・未内定学生等への就職面接会の実施等。【4月以降順次実施】
 - ◇障害者雇用対策
 - ・特定求職者雇用開発助成金の拡充(助成期間の延長・支給額の増額) 334億円 【支給決定件数(8月) 844件】
 - ◇外国人労働者への支援 【6月1日より計133人の相談員を、日系人集住地域を中心に配置、5月より就労準備研修の実施(9月25日現在受講者3,248人)】

Ⅱ. 緊急的な支援措置①

1. 緊急支援アクションプラン

① 貧困・困窮者支援

＜今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする。＞

○平成21年後半(6月～12月)に雇用保険受給期間が切れる受給者数(推計を含む)の把握

○利用者の視点に立った情報提供・広報の展開

- ・「緊急人材育成支援事業」、「住宅手当」等各種支援策の分かりやすい広報

○実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化【P6】

※ワンストップサービス:国、地方自治体等の関係機関の協力の下、利用者が、一つの窓口で必要な各種支援サービス「雇用・住居・生活支援」の相談・手続きができるようにする

- ・「ワンストップ・サービス・デイ」の開催 等

○「きめ細かな支援策」の展開

- ・「緊急人材育成支援事業」の訓練メニュー・実施者の新規開拓
- ・「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化
(「住宅手当」「つなぎ資金貸付」「総合支援資金貸付」の適正な運用の徹底等)
- ・ハローワークの協力を得て開設する相談窓口における地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者等に対する心の健康相談、生活支援相談等の実施 等

Ⅱ. 緊急的な支援措置②

(参考)実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢強化

○利用者が、ワンストップで各種支援サービス(雇用・住居・生活支援)の相談・手続きができるようにする。

1. 「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

○11月下旬にハローワークにおいて就職、訓練、住宅、生計維持等の相談を総合的に行う相談会(ワンストップ・サービス・デイ)を東京、大阪、愛知等において試行実施した後、定期開催・年末年始の開催を検討。

2. 年末年始の生活総合相談

○地方公共団体に対し、地域の状況に応じ、人の集まりやすい場所に出向き行う「出張相談」の実施や緊急宿泊場所の確保、食事の提供等の実施を要請。

○ハローワークの職員が出張相談等の対応を行うことも検討。

等

Ⅱ. 緊急的な支援措置③

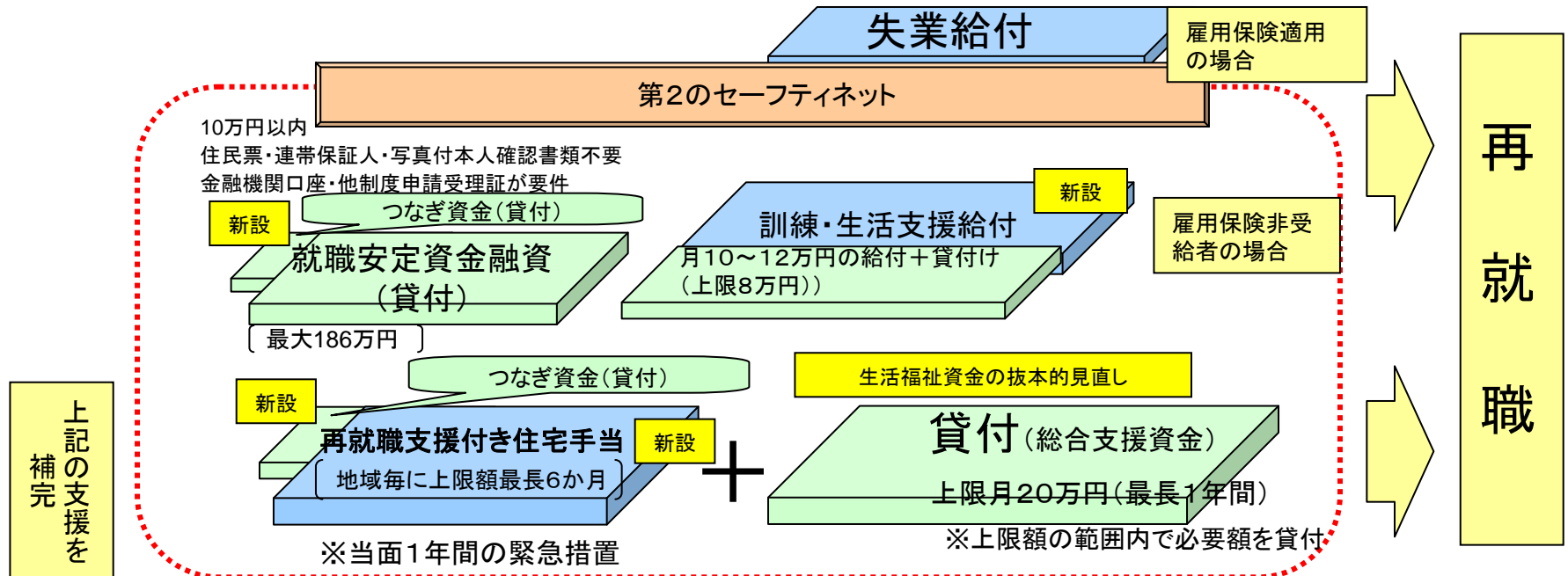
現状

○雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者が生じていることから、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、住宅の継続使用、住宅・生活支援の資金貸付、雇用促進住宅の活用等を行ってきたところ。

○住居の状況については、昨年10月から本年9月までに雇止めとなり、住居状況について確認できた方(131,419人)の中で、3,387人(2.6%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

(1)雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



(2)ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助<当面1年間>)

Ⅱ. 緊急的な支援措置④

②新卒者支援

＜来春以降の新卒者の就職を支援し、第二の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。＞

○新卒者の就職支援態勢の強化【P9】

- ・「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備
- ・大学等の就職支援の充実

○求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消－「就活支援キャンペーン(仮称)」【P7】の展開－

- ・求人・求職、内定関連情報の収集・提供
- ・学生を対象とした合同就職説明会等の実施
- ・企業に対する求人拡大への要請
- ・採用意欲のある中小企業等の掘り起こし(「雇用創出企業」を取りまとめ、公表(年明け予定))

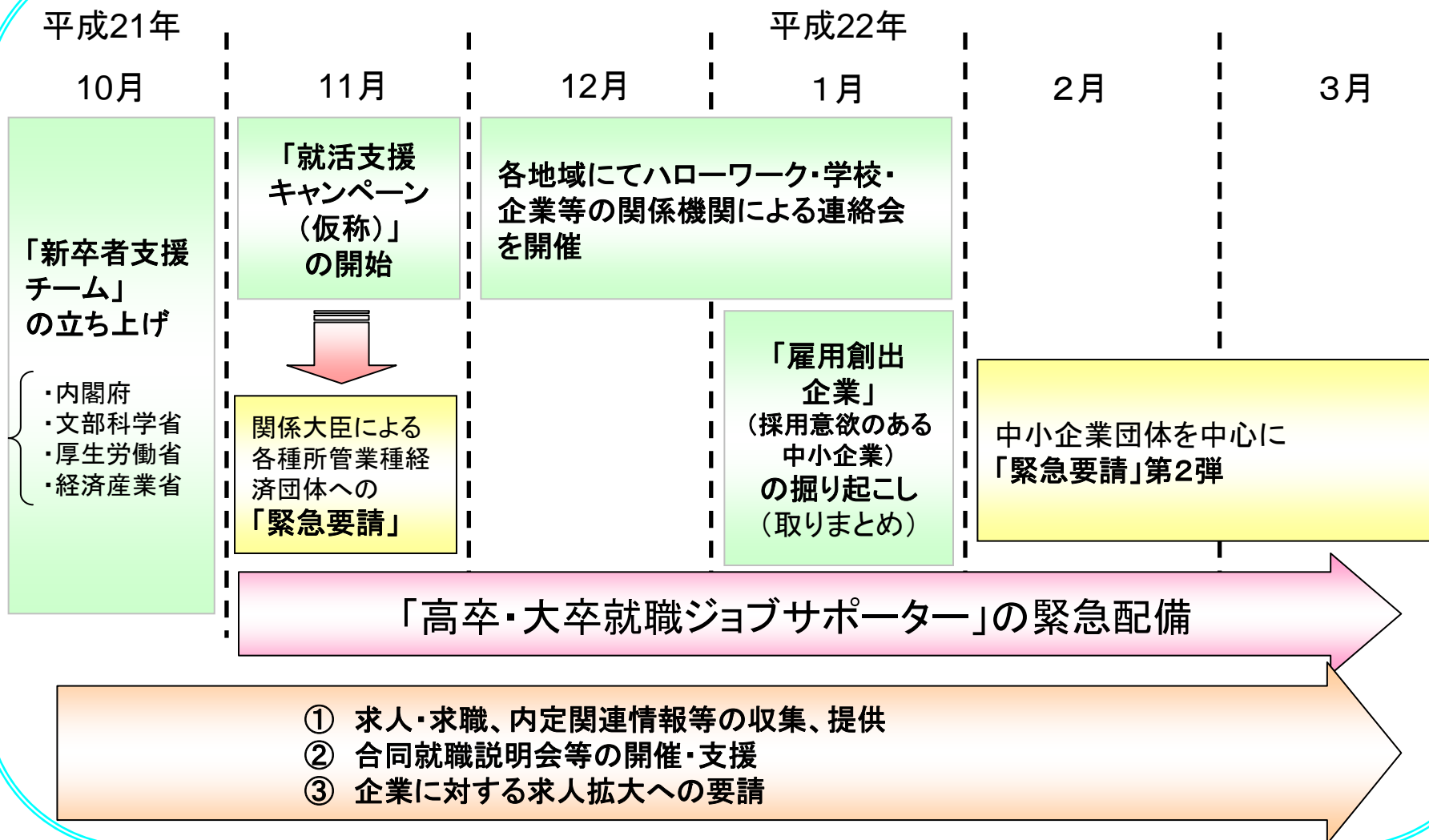
○「4月就職以外の道」の選択の支援

- ・企業に対する中途採用・通年採用の拡大への要請
- ・学生・生徒の学校での学び直しや地域活動参加への支援

○新卒無業者への第2セーフティネットの活用

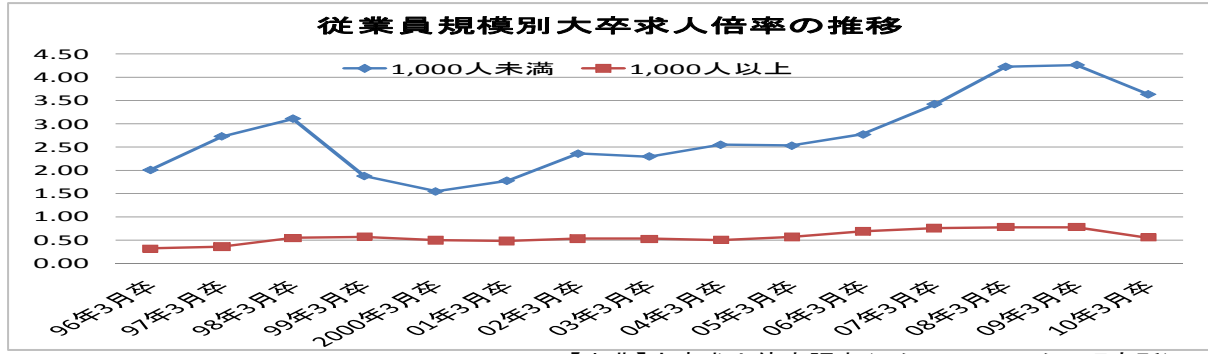
Ⅱ. 緊急的な支援措置⑤

(参考)新卒者支援 ～当面の「アクションプラン」のイメージ～



(参考)就活支援キャンペーン(仮称)

- 若年層の失業率は高く、「第二のロストジェネレーション」発生のおそれ。
- 中小企業や職種によっては、求人ニーズが充足されていない。
 - ※ 保安やサービス、専門技術は、求人倍率が相対的に高い。
- また、新卒者に対する企業の採用意欲は存在。特に1,000人未満の企業における採用意欲は高い。



【出典】大卒求人倍率調査(リクルートワークス研究所)

※ 2010年3月の大卒について、従業員1,000人以上の企業は0.55倍だが、1,000人未満の企業は3.63倍も存在。

- このため、関係府省で連携して、以下のような取り組みを実施。
 - ① **企業に対する求人拡大への要請**
(関係大臣による各種所管業種経済団体への「緊急要請」を実施)
 - ② **採用意欲ある中小企業の掘り起こしと、ホームページ等での公表・宣伝**
(今後作業を開始し、年明けを目途に公表。来年4月入社及び来年度通年入社の掘り起こし)
 - ※ 経済産業省が本年2月に公表した「雇用創出企業1,400社」においては、7,000人(うち中途採用2,000人)の採用が決定。
 - ③ **新卒者に対してキャンペーン(就活支援キャンペーン(仮称))を実施**。魅力的な中小企業の存在等の情報発信を実施。
 - ※ 高校、大学等での合同就職説明会。メディア連携も模索。

Ⅱ. 緊急的な支援措置⑥

2. 雇用維持支援の強化

①雇用調整助成金の支給要件緩和等【P12,13】

- ・出向元への復帰後6ヶ月を経ずに行われた再度の出向についても、雇用調整助成金の支給が可能となるよう、支給要件を緩和する。
- ・支給に要する処理期間(初回申請:2ヶ月以内、2回目以降:1ヶ月以内)の設定と年内中の達成を図る。等

②企業間の出向活用による雇用維持支援【P14】

- ・解雇防止と新規雇用の促進のため、出向に関する企業間の情報交流を支援する。そのため、経済産業省及び地方経済産業局等に、出向支援チームを設置し、出向を希望する企業情報の収集・提供を行う。

(参考) 雇用調整助成金制度

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させる場合や、残業削減を実施することにより雇用を維持する場合、当該事業主に対してその賃金等の一部を助成する。

事業活動の縮小

(支給要件)

※1年ごとに生産量・売上が直近3か月又は前年同期と比べて原則5%以上縮小していること。

休業
教育訓練
出向

残業削減

残業削減雇用維持奨励金

(平成21年3月30日～)

雇用する労働者や受け入れている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を大幅に削減し、当該労働者の解雇等(※)を行わない事業主に対し助成する。

支給額 (年額)	有期契約労働者 (1人当たり:上限100人)	派遣労働者 (1人当たり:上限100人)
中小企業	30万円	45万円
大企業	20万円	30万円

※ 解雇等・・・雇用労働者の解雇の他、有期契約労働者の雇止め、受け入れている派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

対象労働者

雇用保険被保険者:期間を問わず全員
(新規学卒者を含む)

大企業 (雇用調整助成金)

休業等・出向に係る費用の助成率 : 2/3
教育訓練実施に係る助成額 : 4,000円

中小企業 (中小企業緊急雇用安定助成金)

休業等・出向に係る費用の助成率 : 4/5
教育訓練実施に係る助成額 : 6,000円

※ 日額上限は、7,685円

(労働者1人1日当たり)

解雇等※を行わない場合の助成率の上乗せ

助成率:大企業 2/3 → 3/4
中小企業 4/5 → 9/10

(平成21年
3月30日～)

平成21年6月8日

- 大企業に対する教育訓練費の引上げ
教育訓練費 1,200円→4,000円
- 1年間の支給限度日数(200日)の撤廃
- 障害者に関する助成率の引上げ
大企業:2/3→3/4 中小企業:4/5→9/10
- 在籍出向者を助成対象に追加

雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況 (平成20年度及び平成21年度)

	平成20年度		平成21年度	
	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
4月	63	1,343	61,349	2,534,853
5月	79	2,601	67,192	2,338,991
6月	92	1,774	75,532	2,382,931
7月	96	2,429	83,031	2,432,565
8月	123	3,060	79,922	2,110,841
9月	107	2,970	—	—
10月	140	3,632	—	—
11月	198	8,598	—	—
12月	1,707	138,549	—	—
1月	12,209	879,614	—	—
2月	29,137	1,865,792	—	—
3月	46,558	2,379,069	—	—
計	90,509	5,289,431	367,026	11,800,181

- ※ 1 速報値であり、今後変更の可能性がある。
 2 休業と教育訓練を同じ事業所で実施した場合、休業と教育訓練ごとにそれぞれ1件としてカウントしている。
 3 本集計には出向に係る件数は含んでいない。
 4 事業所数は計画の届出があった件数であり、企業数とは必ずしも一致しない。
 5 平成20年12月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の休業等実施計画届の受理件数を含む。

(参考) 企業間の出向活用による雇用の安定化対策

景気変動期におけるミスマッチの発生

○雇用は景気に対する遅行系列であるため、景気の変動期にミスマッチが発生。特に、将来の見通しが難しい状況では、その影響が大きい。

(例) 失われた10年では、2001年11月に鉱工業生産指数が底打ちをしているが、完全失業率は、2002年6月に過去最高を記録し、2003年4月まで同水準が続いた。

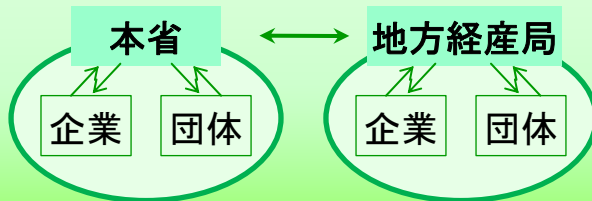
景気変動期における経営オプションの追加

○景気変動期には、社員の新規採用も解雇も難しい選択肢であるため、新たな経営オプションとして、企業間出向による社員のフレキシブルな活用を提示することが有効。

(受入企業) 即戦力が欲しいが、新たに社員を雇用することは、コストの負担感が大きく、心理的ハードルが高い。

(送出企業) 現在は稼働率が低く、解雇を検討しているが、景気が回復したときのために、可能ならば雇用を維持したい。

- ・ 経産省の現場力を生かし、積極的に出向ニーズを把握



※景気変動期の時限措置として実施

- ・ 本省、地方経産局に支援チームを設置
- ・ 企業への情報提供を実施

本省
地方経産局

出向支援チームを設置

データベース作り
企業への情報提供

※(財)産業雇用安定センターとも連携

企業同士の契約



雇用の安定化

< 企業間の出向活用による利点 >

- 解雇防止
- 従業員の生活の安定
- 雇用需給の弾力化
- 研修効果
- 正社員化の促進

Ⅱ. 緊急的な支援措置⑦

3. 中小企業の支援

① 中小企業で活躍する人材への支援

- ・中小企業の求める若手人材を育成するための「新・若者挑戦塾」【P16】の受講生と中小企業とのマッチング支援の強化や、中小企業の現場に人材をつなげる国内インターンシップ制度の参加者数の拡大

② 中小企業の雇用維持・拡大への支援

- ・雇用の維持・拡大に努めている企業に対する低利融資制度（雇用調整助成金等が支給されるまでの「つなぎ融資」や「セーフティネット貸付」）の活用促進
- ・中小企業に対する金融の円滑化を通じた事業活動の円滑な遂行及び雇用の安定化を図るための施策の策定・推進（臨時国会に法案提出）

(参考)新・若者挑戦塾(若者合宿型即戦力研修による就労者支援)

中小企業大学校において若年求職者を対象に3カ月間の合宿型研修を行い、社会人基礎力や仕事に役立つスキルの習得を図り、将来の中小企業の中核人材を養成。

○平成21年度研修実施計画

東京校(第1期:6月～9月、第2期:10月～12月、第3期:1月～3月)のほか、三条校、広島校においても12月～3月に開催予定



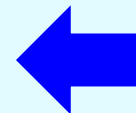
○研修の目的とテーマ

中小企業経営	目的	会社全体を見渡し、自部門と自身の役割、自部門の課題、自身のやるべき課題を設定できる人材を育成。
	テーマ	経営総論、経営戦略・経営計画、経営各論 等
社会人基礎力	目的	即戦力人材として、会社から期待される行動ができる。「気づく」「考える」「行動する」の自律型人材を育成。
	テーマ	キャリアプランニング、ビジネスマナー、心と体を鍛えるコミュニケーション、国語力を鍛える 等
トンガリを創る	目的	得意技・得意分野を発見しスキルアップを図る。
	テーマ	パソコンスキル、企画書作成・プレゼンテーション能力

※併せて、リクルート支援として、会社説明会を開催

【現状等】事業実施者;(独)中小企業基盤整備機構

東京校第1期終了(6/22～9/15) 受講生数 32名
 東京校第2期開講中(10/6～12/24) 受講生数 45名
 東京校第3期・三条校・広島校 受講生募集中



受講修了者に対しても企業採用担当者との面談機会等に関する情報提供を重点的に実施

Ⅱ. 緊急的な支援措置⑧

4. 女性の就労支援等

- ・都市部(待機児童を多く抱える地域)における質の高い保育サービス整備を加速する方策の早急な検討
- ・子育て期の女性や若年層を対象とした地域のセミナー等への就労・再就職支援アドバイザー(仮称)の講師派遣【P18】
- ・女子学生等を対象にした「ライフプランニング支援」の推進(再掲)
- ・ポスドク等若手研究人材を活用した共同研究プロジェクトの着実な実施と参加した研究人材の就業機会の拡大

Ⅱ．緊急的な支援措置⑨

(参考)地域における「就労・再就職支援アドバイザー(仮称)」の派遣

子育て期の女性や若年層等を対象とし、地方自治体やNPO等の民間団体などの地域団体が、就労・再就職に資するセミナー等を実施する場合、団体からの求めに応じ、有識者等をアドバイザーとして派遣する。

○現在、地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業を実施しているが、今回の対策により、就労・再就職支援に資するセミナー等への派遣の場合、下記のとおり要件の緩和を行う。

現 行

○アドバイザーの派遣回数は、1箇所あたり年3回が限度

対 策 後

○就労・再就職に資するセミナー等へのアドバイザーの派遣の場合、派遣回数は、無制限

等

Ⅲ. 「緊急雇用創造プログラム」の推進①

「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムの推進

離職者の再就職に当たっては、介護・福祉、林業等人手不足の分野に適切な人材が就労できるよう、できる限り現場に近いところで職業訓練を行い、労働需要にマッチした人材を育成することが重要。そのため、雇入れに関する雇用主への助成を行うと同時に、労働者が研修・OJTを受けて、職業能力の向上や資格取得を可能とする仕組みが必要。

従来の仕組み

- 雇入れについては、雇入れ助成金、トライアル雇用などのメニューが存在。
- 職業訓練については、公共職業訓練(デュアルシステム)、雇入型訓練(ジョブ・カード制度)など、実践的な職業訓練メニューが存在。

今回の仕組みの特徴

- 雇入れ助成と職業訓練を結合し、実践的な雇用と職業訓練の両方とを確保することで再就職と必要な人材確保を両立。
- 正規労働者に対してOJT等の職業訓練を実施する割合が高い、我が国企業の実態とも合致。

海外事例

- 見習訓練制度(フランス)・・・次ページ
 - ・若者を対象に企業内実習と見習訓練センターにおける座学を組み合わせて実施。訓練期間中は受講者に対し受入れ企業が賃金を支払う。受入れ企業は税制・補償金等の優遇措置がある。
- Apprenticeship(現代的徒弟制度。アメリカ、イギリス)
 - ・若年者が対象。企業に採用され、OJTを受ける。
- 雇用訓練、職場訓練(スウェーデン)
 - ・雇用訓練の受講者は失業給付と同等の訓練手当を受給する。在職者又は新に雇入れた者に対して訓練を実施する企業に対し、助成金を支給する。

Ⅲ. 「緊急雇用創造プログラム」の推進②

(参考) フランスにおける見習訓練制度(アプランティサージュ)

- 若年労働者の失業率が20%を超えるフランスは、15歳以上26歳未満の若者を対象に、企業内実習と見習訓練センターにおける座学を組み合わせた見習訓練制度を実施。
- 訓練期間中、受入企業が最低賃金の一定割合を見習生に支払う。受入企業にも税制等優遇措置有り。
- 1~3年程度の受講により、学士、修士等の高度な資格取得等も可能。

- 企業への主な支援措置
- ・見習生1人当たり1,600ユーロの税控除
 - ・見習生1人当たり1,000ユーロの補償金

見習訓練生の数
38.2万人(2006年3月時点)



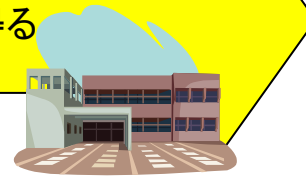
受入企業(製造・建設・サービス)
1,300社程度

企業で働きながら、収入(最低賃金の一定割合)を得る



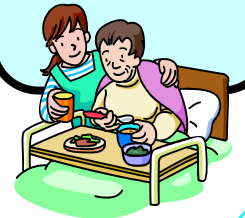
見習訓練センター
1,200箇所程度

年間400時間以上の座学を受講(中卒レベルから大学院レベルまで)



資格取得

(1,400以上の
職業資格の
取得が可能)



1年~3年

15歳以上26歳未満の若年者

1日8時間程度の就労・座学

就 労

全体の1/3程度

座 学

全体の2/3程度

Ⅲ.「緊急雇用創造プログラム」の推進③

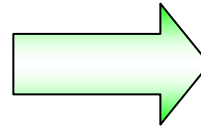
1. 3つの重点分野におけるプログラムの推進

①介護雇用創造

- ・「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム【P22】
- ・介護人材確保施策の推進
- ・介護サービス整備の加速化等

<介護分野における雇用見通し>

介護人材：165万人（平成20年度）



195万人（平成23年度）

※ 介護人材は介護職員、介護支援専門員、調理員、事務職員等の合計であり、一定の仮定をおいて計算

出典：厚労省推計

Ⅲ. 「緊急雇用創造プログラム」の推進④

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム ～ホームヘルパー2級の養成を目指すコースの場合～

○地方公共団体から緊急雇用創出事業を介護施設に委託

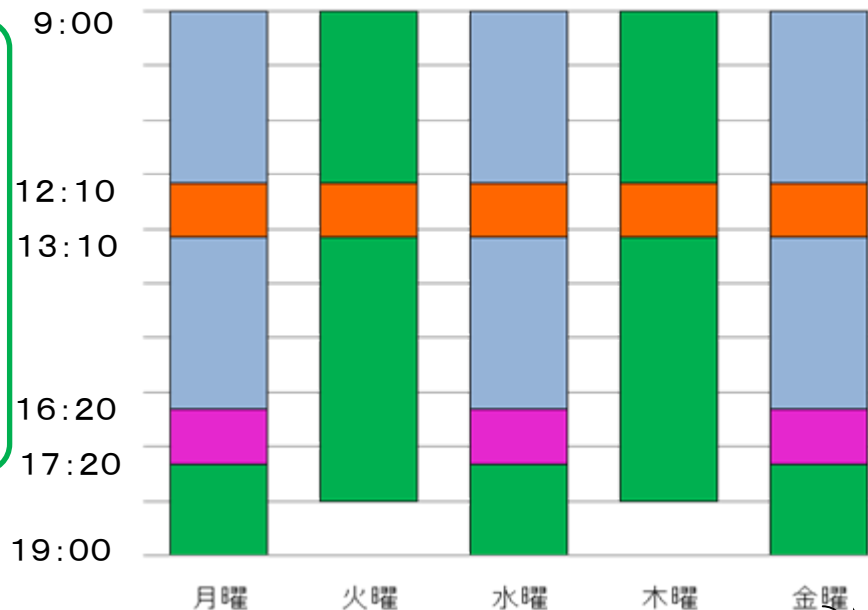
介護施設： 離職失業者等を有期雇用契約(1年以内)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護補助労働を業務指示
 委託事業費： 講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講費用 等

介護施設

○通常通学时：養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護補助労働

○休講日及び受講終了後：
 一般職員と同様のシフトで勤務可能

○講座受講中の週間スケジュール(例)



- 養成機関における講義及び実習
- 昼休み
- 養成機関から施設への移動時間
- 介護施設における介護補助労働

※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

ヘルパー2級養成機関

- 雇用契約期間内に、**給料を得ながら無料で**ホームヘルパー2級取得のための、通常の講座を受講する。
- 130時間の講義(学科、実技及び実習)を受講。
 ※うち、実習30時間。
- カリキュラムについては、
 - ・週1回通学、4ヶ月程度
 - ・週3回通学、3ヶ月程度
 - ・週5回通学、2ヶ月程度等、様々な講座が開講されている。

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム ～介護福祉士の養成を目指すコースの場合～

○地方公共団体から緊急雇用創出事業を介護施設に委託

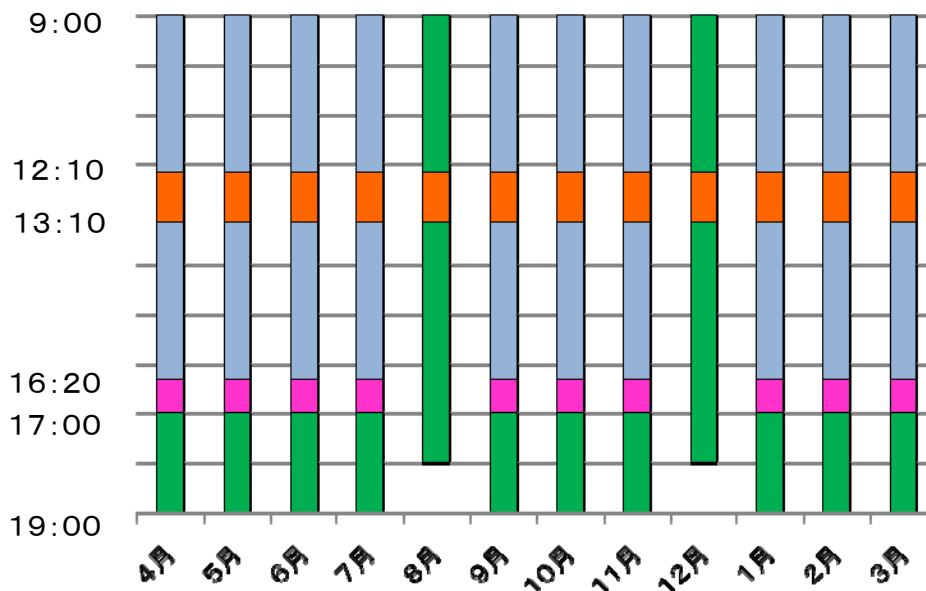
介護施設：離職失業者等を有期雇用契約(1年契約を更新して実質2年)にて雇入れ
 養成機関における講座受講とともに、施設における介護補助労働を業務指示
 委託事業費：講座受講中を含め、雇入れ期間中の対象者の賃金
 養成機関における受講料 等

介護施設

○通常通学时:養成機関における日課終了後、要介護者への夕食・入浴の世話などの介護補助労働

○長期休暇時:一般職員と同様のシフトで勤務可能

○年間スケジュール(例)



介護福祉士養成機関

○雇用契約期間内に、**給料を得ながら無料で**、介護福祉士資格取得のための、通常の講座を受講する。

○2年間で1800時間の講義(学科、実技及び実習)を受講する。

- 養成機関における講義及び実習
- 昼休み
- 養成機関から施設への移動時間
- 介護施設における介護補助労働

※ なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

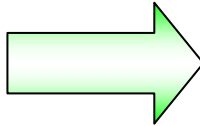
Ⅲ.「緊急雇用創造プログラム」の推進⑤

②グリーン雇用創造

- ・「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム
(農林水産分野、環境・エネルギー分野、観光分野)【P25】
- ・森林・林業再生の推進【P26】
- ・関連施策の推進(建設企業の成長分野展開支援、住宅リフォーム市場の活性化、木造住宅の進行)

<グリーン雇用分野における雇用見通し>

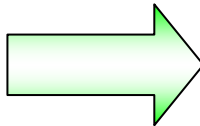
環境ビジネスの雇用規模：
140万人(平成18年)



280万人(平成32年)

出典:環境省「緑の経済と社会の変革」平成21年4月20日

訪日外国人旅行者数：
835万人(平成20年)



1,000万人(平成22年)

出典:観光立国基本計画(平成19年6月閣議決定)

Ⅲ. 「緊急雇用創造プログラム」の推進⑥

(参考)「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム

農林水産分野

○農林水産分野での雇用創出・就業促進の積極的展開、農山漁村の6次産業化—直売所の設置や地域ブランドの立上げ等の取り組み、農商工連携の担い手たる人材育成のための研修強化

(「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」等の活用)

環境・エネルギー分野

○住宅用太陽光発電システム施工の無料講習会の拡充による施工人材の育成及び施工ガイドラインの策定

○企業等における省エネ・CO2排出削減を担う人材の育成

○グリーンワーカー事業の対象拡大(生態系保全や外来種対策を事業対象に追加する等)

観光分野

○観光産業の人材ニーズの情報提供

○観光人材の育成(「緊急人材育成支援事業」の活用による教育訓練の実施)

○外客誘致促進等観光立国の実現に向けた施策展開の加速化

Ⅲ.「緊急雇用創造プログラム」の推進⑦

(参考)森林・林業再生の推進

①緊急的な取組み

○「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善等

- ・「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善(人材養成の重視、施業の集約化の推進等)
- ・集約化施業・路網整備の推進に向けた森林情報の整備・人材育成等や公共建築物等における木材利用の拡大の推進、地域材の地産地消等による地域における雇用創出(「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業の活用) 等

②「森林・林業再生プラン(仮称)」の作成

○森林・林業の再生に向けた中長期的な政策の方向性を明示し、森林・林業を基軸とした雇用の拡大を図るため、以下の点を理念・目標とした「森林・林業再生プラン(仮称)」を年内を目途に作成し、関連施策を推進する。

- <理念・目標>
- ①森林の多面的機能の持続的発揮
 - ②森林・林業を基軸とした、付加価値の高い地域資源創造型産業の創出
 - ③木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献
 - ④地球温暖化対策と連携した、10年後の木材生産量

Ⅲ.「緊急雇用創造プログラム」の推進⑧

③地域社会雇用創造【P28,29】

新たな雇用の場として、NPOや社会起業家などが参加する「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する。特に、若者など困難に直面する人々を雇用に結びつける雇用支援分野での活用を目指す（「緊急人材育成支援事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の活用）。

※社会的企業；社会的課題の解決を目的とした収益事業に取り組むもの。雇用支援分野では、イタリアの社会的協同組合B型やイギリスのグランド・ワークなどがある。

NPO法人等の社会的企業が保育所との連携の下に行う家庭的保育事業の試行的実施（離職者等を雇用して家庭的保育者研修を実施した上で利用者との契約により自宅で乳幼児を保育、安心こども基金を活用して実施）

Ⅲ. 「緊急雇用創造プログラム」の推進⑨

(参考) 地域社会雇用支援

厳しい財政制約の中、多様化する生活者のニーズに、従来型公共事業のみで対応していくことは最早困難。
→生活関連の公共サービスをきめ細かに提供できる「社会的企業」(NPOや社会起業家)の活動が不可欠。
→これにより、一時的ではない、持続的・安定的な雇用創出が実現。

諸外国の状況

○英国 -既に、55,000以上の「社会的企業」が存在-

・「CIC制度」(2004年から実施。1,300以上の企業が認定)

— 社会性・公益性の高い企業を「CIC(Community Interest Company)」として認定。その下で、企業は収益活動が可能に。

・「グラウンドワーク」(1980年代初頭から実施。約50のトラストのネットワークを持ち、専従スタッフ2,000人の英国最大級のNPO)

— 地域再生・環境改善などの事業活動を通じ、年間2,900人の雇用を創出(2007年)。事業規模は年間200億円程度。

○イタリア -既に、7,300以上の「社会的協同組合」が存在-

・「社会的協同組合(B型)制度」(1991年から実施。2,400以上の組合が認定)

— 雇用する30%以上が身体障害者などの不利な立場の人々で構成される協同組合に対し、行政からの随意契約や該当労働者への税制優遇等の支援を実施し、それらの者の就労を促進

我が国の状況

○地域再生・街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援等の多様な生活関連サービス分野において、NPO・社会起業家が活動しているものの、雇用・事業規模において諸外国とは比較にならず、政府に代わって、公共サービスを提供できる主体となっていない。

【我が国における「社会的企業」(ソーシャル・ビジネス)の事例】

- ・河川や湖の再生を通じた環境教育の実践(日本型グラウンドワーク)
- ・自宅預かり型の病児保育事業
- ・社会起業家対象のインターンシップ
- ・雑誌販売によるホームレスの自立支援
- ・株主が村民で構成される企業による地域活性化

○雇用や起業を通じ、特に若者などを労働市場に結び付ける「新たな雇用の場」として、「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する。
(「緊急人材育成支援事業」、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」の活用)

(参考)我が国における「社会的企業」(ソーシャル・ビジネス)の事例

日本型グラウンドワーク (静岡県三島市)

市民、地元企業、行政が連携した地域活動



○事業概要

市民、地元企業や行政とのパートナーシップの下、地域環境改善事業や環境教育、環境コミュニティビジネスなどを実施。

病児保育を行うNPO法人 (東京都中央区)

不採算の病児保育事業を「脱施設型」「共済型」モデルで収益を安定化



○事業概要

病児保育を行う保育所が全国に300箇所程度(保育所は全国に約50,000箇所)しかない状況の中、自宅預かり型の病児保育事業を展開。

社会起業家を育成するNPO法人 (東京都渋谷区)

より多くの社会起業家の輩出を目指す
—実践型インターンシップ・起業支援—



○事業概要

社会起業家を育成・輩出するため、インターンシップ・プログラムや実践講座等を実施。

ホームレス支援の有限会社 (大阪市)

敗者が復活しやすい社会の実現へ
—雑誌販売によるホームレス自立支援—



○事業概要

ホームレスの自立を支援するため、雑誌を発行。ホームレスの方が販売員としてその雑誌を街角で販売し、売上額に応じて収入を得る。

地域密着型の株式会社 (鳥根県雲南市)

住民が株主
—住民参加型村おこし組織—



○事業概要

過疎からの脱却を図ろうとする村の住民と行政が、地域の雇用を創出し、産業を振興する目的で事業を開始。

Ⅲ. 「緊急雇用創造プログラム」の推進⑩

2. 雇用創造のための既存施策・予算の活用

「緊急雇用創出事業」等の運用改善と前倒し執行等

「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」について、以下の観点から運用改善を行うとともに、地方自治体に対する事業前倒し執行の要請や関連制度の活用等を進める。

- ・「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム実施のための「緊急雇用創出事業」の運用改善(前述)
- ・「緊急雇用創出事業」の要件緩和【P31】
- ・「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和【P32】
- ・「緊急雇用創出事業」の事業の前倒し執行等
- ・「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムを支える職業能力評価制度(「ジョブ・カード制度」など)の活用【P34,35】
- ・再就職に効果的な職業訓練の提供の在り方に関する検討
- ・地方公共団体への支援

(参考)緊急雇用創出事業

事業の概要

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成
○都道府県・市町村は、平成23年度分までの各年度ごとの事業配分を判断しながら雇用創出が図られる事業計画を立案し、雇用情勢に弾力的・機動的に対応。

○都道府県・市町村は、民間企業等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出(地方公共団体による事業の直接実施可)。

事業の規模 4500億円(一般会計)
※うち、1500億円は20年度2次補正予算による措置
3000億円は21年度補正予算により拡充

雇用創出効果 3年間で最大45万人

基金対象期間 平成23年度末まで

事業の実施状況

○ 交付済みの額 : 4284億円

○ 雇用創出数 : 177,163人

○ 事業数 : 23,661事業

※平成20、21年度の合計。20年度分は実績。
21年度分は7月30日調べ(実施見込のものを含む)

事業の実施例

【秋田県にかほ市】雇用創出数 30人
海岸漂着ごみの収集作業を実施し、環境の向上を図る

【事業実施者】秋田県にかほ市

【徳島県石井町】雇用創出数 2人
子どもの体力向上のため、町内の幼稚園、小学校を巡回し、担任教諭と連携して体育授業の補助指導を行う

【事業実施者】徳島県石井町

【埼玉県】雇用創出数 18人
在来種を食べ生態系を乱す特定外来生物や、ブラックバスなどの外来魚を荒川下流など県内20カ所で駆除する

【事業実施者】埼玉県漁業協同組合連合会

【静岡県浜松市】雇用創出数 18人
放置されている間伐材の有効活用を促進するため、山林にある残材の搬出作業や枝払い作業を行う

【事業実施者】天竜森林組合等3事業者

【三重県】雇用創出数 13人
振り込め詐欺の被害防止のためにATM周辺での声かけや啓発イベントに携わる

【事業実施者】三重県

【鳥取県米子市】雇用創出数 3人
中心市街地の商店街の空き店舗の実態を調査し、効果的な空き店舗対策事業の立案のための基礎資料を作成する

【事業実施者】NPO法人まちなかこもんず

(参考)ふるさと雇用再生特別基金事業

事業の概要

- 地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組みを支援するため、都道府県に対して「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付し、これに基づく基金を造成。
- 都道府県・市町村は、平成23年度分までの各年度ごとの事業配分を判断しながら雇用創出が図られる事業計画を立案し、雇用情勢に弾力的・機動的に対応。
- 都道府県・市町村は、民間企業等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出。

事業の規模

2500億円
(労働保険特別会計)

※平成20年度2次補正予算による措置

雇用創出効果

3年間で最大10万人

基金対象期間

平成23年度末まで

事業の実施状況

○ 交付済みの額: 2500億円

- 雇用創出数: 27,960人
- 事業数: 6,140事業

※平成20、21年度の合計。20年度分は実績。21年度分は7月30日調べ(実施見込のものを含む)

事業の実施例

【佐賀県鹿島市】 雇用創出数4人
イベント開催や魅力ある店舗づくりの企画・助言をするアドバイザーを雇用し、「発酵文化の香る街」を打ち出した中心市街地の活性化を図る
【事業実施者】 鹿島商工会議所

産業振興

【青森県】 雇用創出数7人
津軽鉄道沿線を含む奥津軽エリアの広域的な観光PRをするトレインアテンダント(客室乗務員)を雇用し、列車内で観光客への名所案内を行う
【事業実施者】 津軽鉄道株式会社

観光

【岩手県】 雇用創出数50人
安全・安心な県産農水産物を活かし、高付加価値の加工品生産や、ネット販売による新たな流通販売など新たな雇用が生まれる事業を支援することで農林水産経営の高度化を図る
【事業実施者】 いわて新鮮組株式会社等19事業者

農林水産

【沖縄県】 雇用創出数16人
子育て支援、介護支援、就職支援相談に当たる専門員を雇用し、子育て・介護の問題を抱えて就職できない人や就職しても継続が難しい人の支援業務を行う
【事業実施者】 財団法人沖縄県労福協

子育て・介護

【岐阜県】 雇用創出数6人
JR岐阜駅周辺エリアの新たな賑わい創出拠点「エキサイト43ギフ」の事業計画・運営スタッフを雇用し、ショップでの接客やイベント開催業務を行う
【事業実施者】 株式会社 岐阜シティ・タワー43開発

産業振興

【宮城県蔵王町】 雇用創出数3人
工人を雇用し伝統技術の習得を図りながら、「みやぎ蔵王こけし館」の来館者に、こけし製作実演や体験教室の指導に当たる
【事業実施者】 遠刈田伝統こけし木地玩具業協同組合

文化

(参考)緊急人材育成・就職支援基金の概要

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

Ex
製造業
事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

【離職者等
(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障 —緊急人材育成支援事業—

① 職業訓練の拡充

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

② 訓練期間中の生活保障

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乘せ(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

2 中小企業等における雇用創出 —中小企業等雇用創出支援事業—

① 実習型雇用・雇入れの助成

- ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)

② 職場体験等を通じた雇入れの助成

- ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

3 長期失業者等の再就職支援 —長期失業者等支援事業—

① 長期失業者に対する再就職支援

- ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援

- ・ 住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

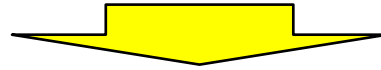
※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

緊急人材育成・就職支援基金

(参考)ジョブ・カード制度の概要

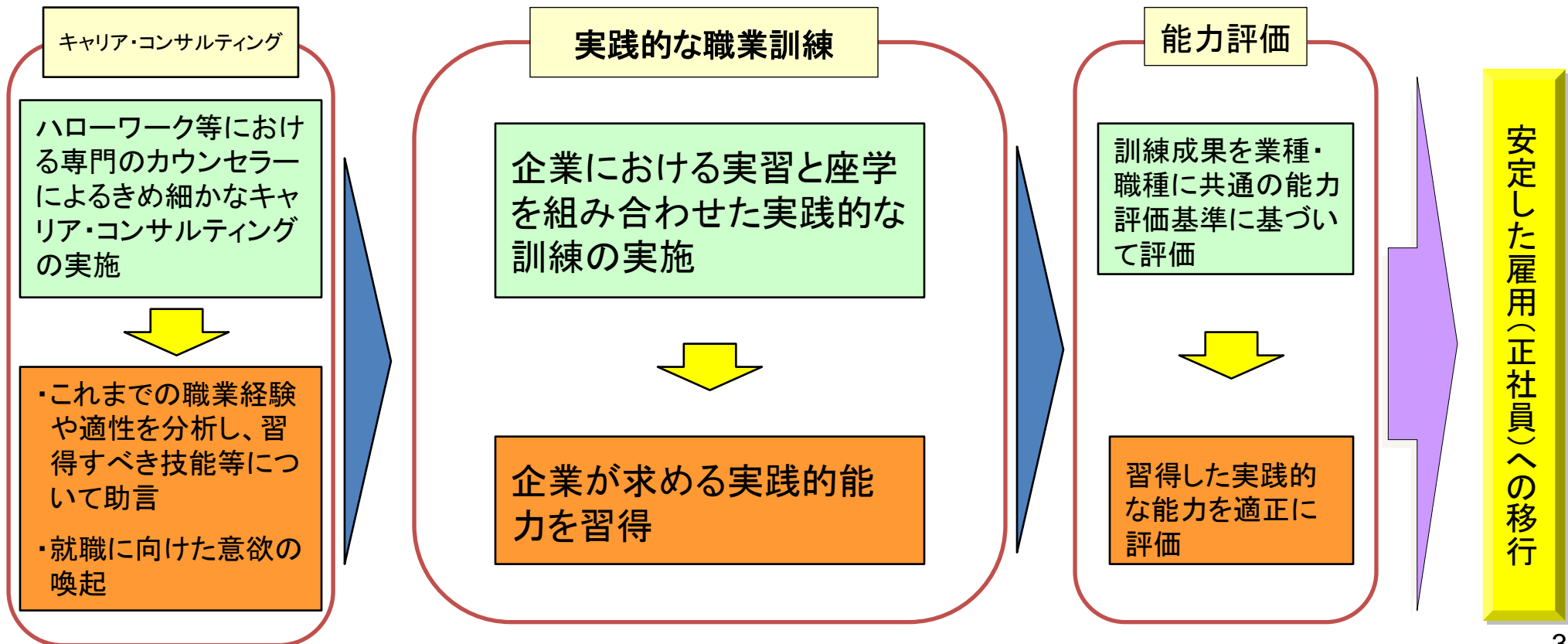
フリーターなどをめぐる現実:

雇用失業情勢が厳しさを増す中、フリーター等の非正規労働者が、なかなか正社員就職できず市場に滞留



求められる対策:

正規雇用につながる職業能力を形成するため、実践的な職業訓練を中心に、キャリア・コンサルティングや能力評価を組み合わせた支援が必要

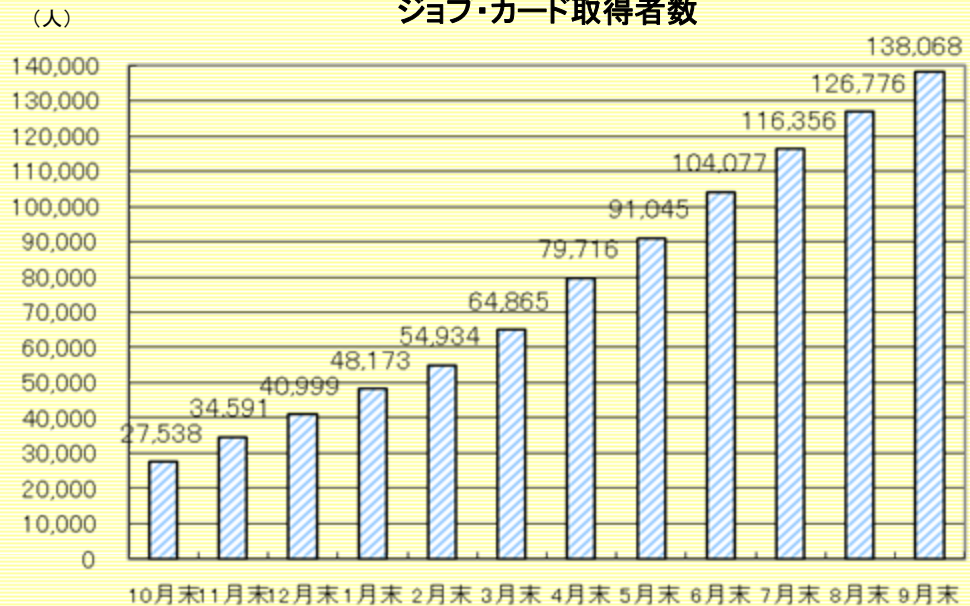


(参考)ジョブ・カード制度の推進状況

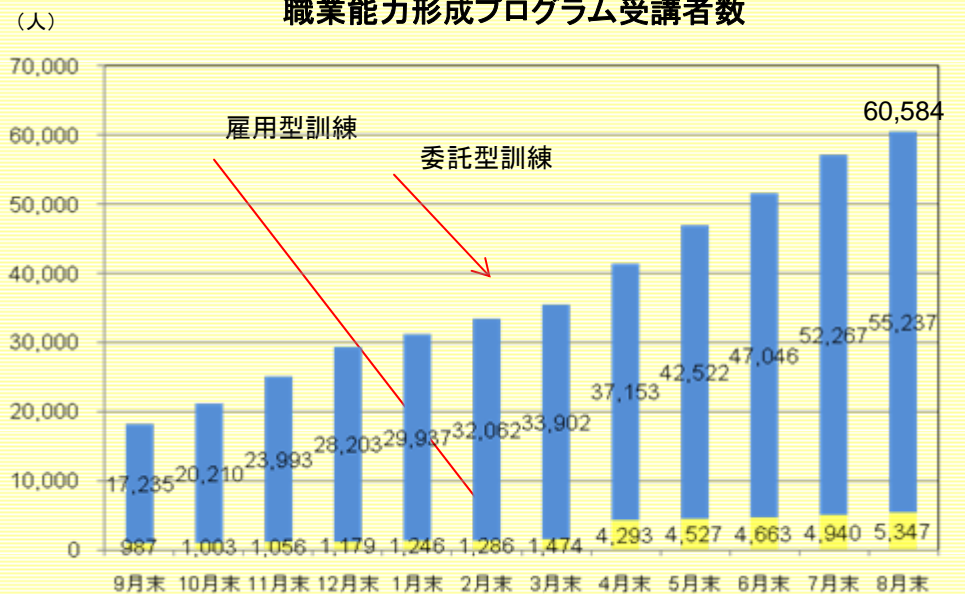
- ジョブ・カード取得者数: 約13万8千人
- 職業能力形成プログラム受講者数: 約6万1千人
 - ・雇用型訓練受講者数: 5,347人
 - ・委託型訓練受講者数: 約5万5千人
- 訓練修了後3か月後の就職率
 - ・雇用型訓練: 93.1%(*1)
 - ・委託型訓練: 72.5%(*2)

*1:平成21年6月末までに訓練を修了した者に係る値(速報値)
 *2:平成20年度中に訓練を修了した者に係る値(確定値)

ジョブ・カード取得者数



職業能力形成プログラム受講者数



(注)ジョブ・カード取得者数は9月末速報値。雇用型訓練は8月末確定値、委託型訓練は8月末速報値。

IV. 対策の推進体制

緊急雇用対策の推進にあたっては、労働界、産業界をはじめとする国民各層との対話を積極的に進めるとともに、地域において関係者が一体となって取り組めるよう十分配慮する。

緊急雇用対策本部

各施策の具体的な実施を
推進するチームを設置

「緊急支援アクションチーム」

⋮

「雇用戦略対話(仮称)」

総理主導の下で、労働界、産業界など各界のリーダーや有識者が参加し、意見交換と合意形成を図ることを目的として設置

■
■
■

「地域雇用戦略会議(仮称)」

地域における緊急雇用対策の推進母体として、関係自治体等、関係機関等が参加して設置

■ ■ ■ ■ ■ ■

■ ■ ■ ■ ■ ■